

令和3年6月定例議会 議案概要			担当課	すこやか健康課	種別	条例																											
議案番号	議案第57号	議案名	琴浦町特別医療費助成条例の一部改正について																														
目的	特別医療費助成制度(身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者)は、老齢福祉年金の所得限度額に準拠した所得制限を設けている。この所得限度額が平成30年度税制改正に対応して改正されたことに伴い、所要の改正を行う。																																
内容	<p>1 概要</p> <p>特別医療費助成制度(身体障がい、重度知的障がい、精神障がい)は、老齢福祉年金の所得限度額に準拠した所得制限を設けている。</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td rowspan="6" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">特別医療</td> <td>身体障がい者</td> <td rowspan="6" style="font-size: 2em; vertical-align: middle;">}</td> <td rowspan="6" style="vertical-align: middle;">所得制限あり (<u>老齢福祉年金の所得限度額に準拠</u>)</td> </tr> <tr><td>知的障がい者</td></tr> <tr><td>精神障がい者</td></tr> <tr><td>小児</td></tr> <tr><td>特定疾病</td></tr> <tr><td>ひとり親</td></tr> </table> <p>老齢福祉年金の所得限度額は基礎控除前の所得を用いているため、平成30年度税制改正により給与所得控除・年金所得控除が10万円引き下げられたことにより「意図せざる影響や不利益」が生じないように基準額を10万円引き上げる見直しが行われた。(令和3年8月から適用)</p> <p>これに伴い、特別医療費助成制度の基準額を下表のとおり改正する。</p> <table border="1" style="margin-left: 20px; width: 100%;"> <thead> <tr> <th></th> <th>改正後</th> <th>改正前</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>扶養親族等の数等</td> <td style="text-align: center;">基準額</td> <td style="text-align: center;">基準額</td> </tr> <tr> <td>扶養親族等がないとき</td> <td style="text-align: center;"><u>1,695,000円</u></td> <td style="text-align: center;"><u>1,595,000円</u></td> </tr> <tr> <td>扶養親族等の数が1人のとき</td> <td style="text-align: center;"><u>2,075,000円</u></td> <td style="text-align: center;"><u>1,975,000円</u></td> </tr> <tr> <td>扶養親族等の数が2人のとき</td> <td style="text-align: center;"><u>2,455,000円</u></td> <td style="text-align: center;"><u>2,355,000円</u></td> </tr> <tr> <td>扶養親族等の数が3人以上のとき</td> <td><u>2,455,000円</u>に扶養親族等のうち2人を除いた扶養親族等1人につき380,000円を加算した額</td> <td><u>2,355,000円</u>に扶養親族等のうち2人を除いた扶養親族等1人につき380,000円を加算した額</td> </tr> </tbody> </table>						特別医療	身体障がい者	}	所得制限あり (<u>老齢福祉年金の所得限度額に準拠</u>)	知的障がい者	精神障がい者	小児	特定疾病	ひとり親		改正後	改正前	扶養親族等の数等	基準額	基準額	扶養親族等がないとき	<u>1,695,000円</u>	<u>1,595,000円</u>	扶養親族等の数が1人のとき	<u>2,075,000円</u>	<u>1,975,000円</u>	扶養親族等の数が2人のとき	<u>2,455,000円</u>	<u>2,355,000円</u>	扶養親族等の数が3人以上のとき	<u>2,455,000円</u> に扶養親族等のうち2人を除いた扶養親族等1人につき380,000円を加算した額	<u>2,355,000円</u> に扶養親族等のうち2人を除いた扶養親族等1人につき380,000円を加算した額
	特別医療	身体障がい者	}	所得制限あり (<u>老齢福祉年金の所得限度額に準拠</u>)																													
知的障がい者																																	
精神障がい者																																	
小児																																	
特定疾病																																	
ひとり親																																	
	改正後	改正前																															
扶養親族等の数等	基準額	基準額																															
扶養親族等がないとき	<u>1,695,000円</u>	<u>1,595,000円</u>																															
扶養親族等の数が1人のとき	<u>2,075,000円</u>	<u>1,975,000円</u>																															
扶養親族等の数が2人のとき	<u>2,455,000円</u>	<u>2,355,000円</u>																															
扶養親族等の数が3人以上のとき	<u>2,455,000円</u> に扶養親族等のうち2人を除いた扶養親族等1人につき380,000円を加算した額	<u>2,355,000円</u> に扶養親族等のうち2人を除いた扶養親族等1人につき380,000円を加算した額																															
補足事項	<p>1 施行日 公布の日</p> <p>2 経過措置 令和3年8月1日以後に受ける医療に係る医療費の助成について適用する。</p>																																